

建設国保組合に加入している組合員の皆様へ

建設国保組合では、国が行う子育て世帯への支援を目的とした財政支援を受け、**2022年12月**から未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減処置として世帯保険料の減額を行うことになりました。

次の要件を満たす方は、**保険料が還付されます。（子育て支援保険料還付）**

【保険料還付の対象となる世帯と還付内容】

子育て支援保険料還付	
対 象 と な る 世 帯	還 付 内 容
11月30日時点で建設国保に加入する未就学児（H28年4月2日以降生まれ）がいる世帯	未就学児の人数×12,000円
1) 還付の処理 ○ 組合員からの申請は不要です。11月30日時点の未就学児加入世帯に対し、国保組合で計算を行い12月15日に保険料の還付を行います。 2) 還付方法 ○ 組合員のゆうちょ銀行口座へ送金します。（未登録者、支部送金者は所属支部へ送金されます） 3) 通知方法 ○ 支給決定通知書（個人宛圧着ハガキ）にて通知します。 ※保険料還付は年一回（毎年12/15頃）となります。 ※社会保険料の取り扱いとなるため、確定申告や年末調整に反映いただきますようお願いいたします。	

【お問合せ先】

神奈川県建設連合国民健康保険組合・給付課

TEL 045-453-9661